

**街路樹管理における発生材利活用に関する
サウンディング型市場調査実施要領**

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定している事業の検討に当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査目的

本市では、街路樹の伐採等により生じる発生材（幹、枝、樹皮、刈草、落ち葉等）の有効活用策を検討しており、民間事業者等の皆様から幅広く、ご意見・ご提案をいただくことを目的に実施いたします。

3 調査の対象

事業名等	街路樹伐採木等利活用事業
概 要	「6 実施事業の概要」のとおり
対話内容 （主なもの）	（１）発生材の活用方法について （２）活用に適した発生材の条件について （３）販売・提供に関する条件について
対象者	事業主体となる可能性がある団体またはそれらを構成員とするグループ等

4 実施スケジュール

内容	実施時期
実施要領の公表	令和８年１０月２２日（木）
事前説明会の開催	令和８年１１月１０日（火）午後２時から３時まで
対話参加の申込み	公表日から令和８年１１月１７日（火）午後５時まで
資料提出【任意】	対話実施日の５営業日前まで
対話の実施	令和８年１２月１７日（木）～令和８年１２月２３日（水）
結果の公表	令和９年２月中旬（予定）

5 対話までの流れ

(1) 事前説明会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙 1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載し E メールに添付の上、期日までに下記申込先へお申し込みください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

※Eメールの件名は「【事前説明会申込】(団体名)」としてください。

【日 時】令和8年11月10日(火) 午後2時から3時まで

【場 所】相模原市役所会議室棟1階第1会議室

(相模原市中央区中央2丁目9-9)

【申込期限】令和8年11月5日(木) 午後5時まで

【申 込 先】相模原市都市建設局道路部路政課

rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp

(2) 対話参加の申し込み

別紙 2「エントリーシート」に必要事項を記載し E メールに添付の上、申込期間中に上記申込先へお申し込みください。

※Eメールの件名は「【対話申込】(団体名)」としてください。

【申込期間】公表日から令和8年11月17日(火) 午後5時まで

(3) 資料提出

資料の作成及び提出は求めませんが、「7 対話内容」に対し、効果的な対話を行う上で必要だと考える場合に作成、提出をお願いします(任意様式)。

※提出の場合は、Eメールへ添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

※Eメールの件名は「【資料提出】(団体名)」としてください。

【提出期間】対話実施日の5営業日前までとします。

(4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日 時】令和8年12月17日(木)～令和8年12月23日(水)までの期間で、30分から1時間程度。状況により追加対話も行います。(対話参加の申込み後、別途日時の調整をいたします。)

【場 所】相模原市役所本庁舎内の会議室(予定)

【実施方法・対話内容等】「7 対話内容」以降をご確認ください。

(5) その他

- ・対話参加の申込が多数あった場合は、本調査を効率的に行うため、対話実施日や対話時間について調整させていただく場合があります。
- ・オンラインによる対話を希望される場合はエントリーシートの備考欄にご記入ください。

6 実施事業の概要

(1) 概要

本市では、街路樹の伐採等により発生材（幹、枝、樹皮、刈草、落ち葉等）が生じております。

今後は、今年度中に策定予定の「相模原市街路樹管理計画」に基づく事業により増加が見込まれます。

(2) 現状・課題

- ・街路樹管理における発生材の処理について

幹・枝は一般廃棄物処理業者へ搬入。搬入後、リサイクルされている。

中低木刈込枝、除草発生材は市清掃工場へ搬入し、廃棄物として処理している。

いずれの施設への搬入にも処理費用が発生している。

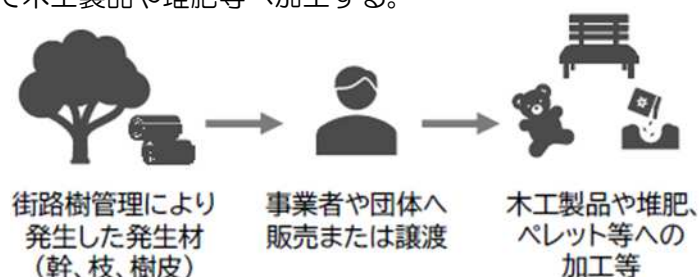
(過年度の実績)

	令和 6 年度	令和 7 年度
高木剪定（本数）	約 2,000（本）	約 4,000（本）
高木伐採（本数）	約 300（本）	約 100（本）
中低木刈込（面積）	約 99,000（㎡）	約 109,000（㎡）
除草（面積）	約 270,000（㎡）	約 278,000（㎡）

※令和 9 年度以降「相模原市街路樹管理計画」に基づく事業の実施により発生材の増加が見込まれる。

(3) 予定している事業

市が行う街路樹管理により発生した発生材を事業者や団体へ販売または譲渡し、事業者や団体が木工製品や堆肥等へ加工する。



7 対話内容

主に次の項目について、自らが事業の主体等として参加することを前提に、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、「主な対応項目」に沿って、ご説明・ご提案をお願いします。

その後、市から質問、または参加者からの質問に対して回答させていただく形式で対話を実施します。

※一部、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

【主な対話項目】

項目	主な対話項目
発生材の活用方法について	・活用可能な発生材の種類 ・発生材を活用した製品・用途
活用に適した発生材の条件について	・活用に適した樹種、形状、寸法、品質等
販売・提供に関する条件について	・希望する量、頻度、価格、引渡し方法等
その他	・事業化に必要な条件・課題 ・その他の意見・提案

8 留意事項について

（１）対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、将来的に実施を想定する事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

（２）対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

（３）追加対話への協力

対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

（４）実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、提案の内容については情報公開の対象となる場合があります。

(5) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 31 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

9 参考資料

相模原市街路樹管理方針（市ホームページ）URL

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/1004480/1026830/1004507/1034878.html>

10 問い合わせ先

連絡先：相模原市都市建設局道路部路政課

所在地：相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号

電話番号：042-707-7050（直通）

FAX：042-754-8490

E-mail：rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp